

平成19年11月26日

〔資料提供先〕広島県政記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、岡山県政記者クラブ

地域のニーズに応じた多様で安全・安心な地域公共交通を目指して

地域における交通手段確保対策に関する実態調査結果 《実態調査結果に基づき改善通知》

中国四国管区行政評価局及び岡山行政評価事務所では、平成19年4月～11月にかけて、広島県及び岡山県内における交通手段確保対策について、住民のための多様な地域交通の確保と運行の安全確保を図るため、この調査を実施しました。

この調査結果に基づき、平成19年11月26日、中国運輸局に対して改善意見を通知しました。

この調査は、「行政評価・監視」活動の一環として行ったものです。「行政評価・監視」とは、中国四国管区行政評価局が行う活動の一つで、行政の運営状況を調査して、改善を推進するものです。

〔本件照会先〕

中国四国管区行政評価局
第一部第3評価監視官室

担当：矢野耕三

電話：082-228-6327

調査の背景等

- 中国地方では各地でバス事業者の路線撤退が相次ぎ、バス事業者撤退後の地域における交通手段の確保が課題
各地で乗合タクシーやコミュニティバスなどの導入が年々進んでいる状況
- 道路運送法の改正(平成18年10月1日施行)により、地域の実情やニーズに応じた地域公共交通の態様等について協議し、合意形成を図るため、市町村等が主宰する「地域公共交通会議」の設置が制度化
- 国は、バスやタクシー等の公共交通機関のみによっては移動制約者又は交通空白地域における住民に対する十分な輸送サービスの確保が困難であることから、それを補完するための手段としてNPO法人等が行う自家用有償旅客運送を可能とする登録制度を創設。その登録に必要な合意を得るためには市町村が主宰する「運営協議会」の設置が必須

調査

- 地域住民のための多様な地域交通の確保と運行の安全確保を図るために実態を調査
- 中国運輸局(支局)、広島県及び岡山県内の市町村、社会福祉協議会、NPO法人、自家用有償旅客運送者等に対する実地調査を実施

中国運輸局に対する通知事項

- 1 地域公共交通会議の計画的な設置の推進
- 2 運営協議会の設置の促進及び運営の適正化
- 3 自家用有償旅客運送の運行の適正化

通知

中国運輸局
平成19年11月26日

通知事項 1 地域公共交通会議の計画的な設置の推進

制 度

- 道路運送法の改正(平成18年10月1日施行)により、市町村等が主宰し、地方運輸局長、住民又は旅客、一般乗合旅客運送事業者などの関係者を構成員とする「地域公共交通会議」を設置することを制度化
同会議においては、地域の実情やニーズに応じた適切な地域公共交通の態様やサービス水準等(運行ルートや運行頻度)、運賃・料金などに関する事項について、関係者が協議し、合意を形成
- 中国運輸局(支局)では、地域公共交通会議の設置を推進するため、「自治体訪問」等の機会をとらえ、市町村に対して同会議の設置等の働きかけを実施
(地域公共交通会議の設置目的、構成員等については、参考資料3ページ参照)

調査結果

今回調査した広島県及び岡山県内における地域公共交通会議の設置状況等をみると

- ・ 岡山県内では27市町村のうち10市町(37.0%)、広島県内では23市町のうち2市(8.7%)が設置済み
- ・ 自家用有償旅客運送を行っている市町村では、更新登録(原則2年ごとで、今回は平成20年9月30日が期限)の際に、地域公共交通会議での合意が必要。しかし、この合意が必要な23市町のうち広島県内の6市町では、同会議での合意が必要であることが十分理解されていないこともあり、現時点において設置の意向なし
- ・ 地域公共交通会議の構成員について、自治体の中には法令に規定された構成員を全て満たさなければならないと認識していることから、同会議の設置が進んでいないものあり(構成員の該当者がいないなど、やむを得ない場合には、法令に規定された者を全て満たさなくても同会議として取り扱うことは可能)

中国運輸局に対する通知事項

地域公共交通会議の計画的な設置を推進するため、県とも連携を図りつつ、市町村への働きかけを積極的に行うとともに、市町村に対する情報提供等に努めること

通知事項 2 運営協議会の設置の促進及び運営の適正化

制 度

- 「運営協議会」は、地域における福祉有償運送等の必要性、旅客から收受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項を協議するために設置
- NPO法人等が自家用有償旅客運送の登録に必要な合意を得るためには「運営協議会」の設置が必須（運営協議会の設置目的、構成員等については、参考資料5ページ参照）

調査結果

- ① 自治体に対して運営協議会の設置を要望しているが、同協議会が設置されず、自家用有償旅客運送が実施できないもの(2市)
- ② 運営協議会が設置されていないため、自家用有償旅客運送の登録ができず、無登録で実施しているもの(2市)
- ③ NPO法人から運営協議会の開催要望があるにもかかわらず、運営協議会を開催していないもの(1市)
- ④ 自家用有償旅客運送の利用者からの苦情等に対応するための連絡窓口を運営協議会に設置していないもの(5市、1町)、また、連絡窓口に係る周知が不十分なもの(1県、1市)

中国運輸局に対する通知事項

- ① 運営協議会については、NPO法人等からの設置要望のある自治体に対しては設置の促進に向けた助言・要請を行うとともに、運営協議会の設置を必要としている自治体については設置の促進を図るため、引き続き働きかけを積極的に行うこと
- ② 自家用有償旅客運送の無登録運行については、自治体との連携を強化して実態の把握に努めるとともに、運営協議会の設置が進まなく、やむなく無登録運行となっているものについては、関係自治体に速やかな対応を助言・要請すること
- ③ 運営協議会を設置している自治体に対しては、NPO法人等からの要望に応じて適時に運営協議会が開催できるよう要請するとともに、運営協議会の運営に係るノウハウ等の情報を提供するなどの支援を行うこと
- ④ 自家用有償旅客運送の利用者からの苦情等に対応するための連絡窓口について、未設置又は周知が不十分な自治体に対しては、連絡窓口の設置等について要請すること
(調査結果の詳細については、参考資料7ページ参照)

通知事項 3 自家用有償旅客運送の運行の適正化

制 度

自家用有償旅客運送者は輸送の安全及び旅客の利便の確保を図るため、道路運送法施行規則第51条の15等により次の措置を遵守することが必要

- ・ 営利目的とは認められない妥当な範囲内で、運営協議会における協議が調った運賃・料金の適用
- ・ 運転者証の車両内掲示及び車両側面への運送者名称等の表示
- ・ 乗務前の運転者に対する点呼等の安全確認
- ・ 運転者の資格要件は、第二種運転免許所有者又は第一種運転免許所有者で国土交通大臣が認定する講習（大臣認定講習）の修了者

調査結果

19運送者（広島県内の9運送者全て、岡山県内の59運送者のうち10運送者）を抽出し、実地に調査

- ① あらかじめ設定した料金と異なる料金を収受している等、料金適用が不適切なもの（3運送者）
- ② 運転者証の車内掲示や車両の両側面の「運送者の名称」等の表示が不十分なもの（15運送者）
- ③ 乗務前の安全運転のための確認が適切に行われていないもの（12運送者）
- ④ 大臣認定講習の開催情報等が少ないなどのため、運転者の資格要件を満たせないで困っているとするもの（9運送者）

中国運輸局に対する通知事項

- ① 運送者に対する監査指導を実施し、法令等に定められた輸送の安全や利用者の利便確保措置が遵守されていない運送者に対して必要な是正措置を講ずるよう指導すること
- ② 運転者の資格要件を満たすための大臣認定講習会の情報等の一層の提供に努めること
（調査結果の詳細については、参考資料9ページ参照）